

リース会計基準のコンバージェンスが問いかけたもの

茅 根 聡 (東洋大学教授)

I. はじめに

企業会計基準委員会 (ASBJ) は、2007 年 3 月 30 日に企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」(以下、「新リース会計基準」と略す) 及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(以下、「適用指針」と略す) を公表した。当該問題の検討には実に 5 年弱の歳月を費やしたが、それは解決すべき多くの課題を抱えていた証左でもある。新リース会計基準は、2008 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになるが、その内容は所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する例外処理 (オフバランス処理) を廃止して、売買処理 (オンバランス処理) に一本化するものであり、これまで行われてきたリース会計実務は大きな転換期を迎えることになる。

他方、リース会計基準の国際的動向からいえば、現行基準のアプローチはその有用性に疑問が呈されており、長年にわたりその形骸化が指摘されている。そのために、国際会計基準審議会 (IASB) では、リサーチ・プロジェクトとしての検討段階から、2006 年 7 月に米国の財務会計基準審議会 (FASB) との共同プロジェクトを立ち上げて、本格的な見直しの作業に入っている。その意味で、今回のわが国リース会計基準の改定には一定の評価は与えられるが、同時に見直しの対象となっている現行基準への整合性の確保や国際的動向との認識のずれに対する批判も少なからずある。表現を変えれば、それは

リース会計基準に対するコンバージェンスの曖昧さに起因している問題でもある。

そこで本稿では、新リース会計基準に焦点を当てて、その特徴や税務上の取扱い並びに経済的影響を整理するとともに、IASB と FASB の共同プロジェクトの現況について紹介する。そのうえで、リース会計基準のコンバージェンスとは何を問いかけたのか、若干の私見を交えて言及したい。

II. 新リース会計基準の公表とその特徴

ASBJ では、2002 年 7 月にリース会計専門委員会を設置して、例外処理の廃止についての審議を開始した。例外処理に対する ASBJ の問題意識は、次の 2 点である (新リース会計基準 31 項)。

(1) 会計上の情報開示の観点からは、ファイナンス・リース取引については、借手において資産及び負債を認識する必要がある。特に、いわゆるレンタルとは異なり、使用の有無にかかわらず借手はリース料の支払義務を負い、キャッシュ・フローは固定されているため、借手は債務を計上すべきである。

(2) 本来、代替的な処理が認められるのは、異なった経済的実態に異なった会計処理を適用することで、事実をより適切に伝えられる場合であるが、例外処理がほぼすべてを占める状況は、会計基準の趣旨を否定するような特異な状況であり、早急に是正される必要がある。

しかし、リース専門委員会における審議は 2002 年 8 月から始まり、1 年間の中断を挟んで 2007 年 3 月までの長期間を要することになる。その理由は、ASBJ とリース業界の間で基準の趣旨と取引の実態をめぐって意見が対立するなど難航を極めたためである¹⁾。そして、そのデ

ュープロセスも、税務との調整があった関係で試案を一旦明らかにしたうえで、公開草案、会計基準の公表という異例の 절차를踏んでいる²⁾。新リース会計基準の公表に至るまでの経緯を示すと、図表 1 のようになる。

図表 1 リース会計基準のデュープロセス

1993 年 6 月 17 日	企業会計審議会第一部会が「リース取引に係る会計基準に関する意見書」(改正前会計基準)を公表。
1994 年 1 月 18 日	日本公認会計士協会が「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」(改正前実務指針)を公表。
2001 年 11 月 1 日	財務会計基準機構テーマ協議会がリース会計基準の再検討を ASBJ に提言。
2002 年 7 月 23 日	ASBJ がリース会計専門委員会を設置。 合計 32 回開催(第 1 回:2002 年 8 月 5 日—第 9 回:2003 年 7 月 5 日、第 10 回:2005 年 12 月 7 日—第 32 回:2007 年 3 月 13 日)
2004 年 3 月 24 日	ASBJ が「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する中間報告」を公表。
2005 年 3 月 29 日	リース事業協会が「リース会計基準に関する検討について(検討状況の報告)」を公表。
2006 年 7 月 5 日	ASBJ が試案「リース取引に関する会計基準(案)」及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」を公表(コメント募集 2006 年 8 月 30 日まで*)。
2006 年 12 月 27 日	ASBJ が企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」の公表(コメント募集 2007 年 1 月 29 日まで*)。
2007 年 3 月 30 日	ASBJ が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」を公表。

※リース事業協会は、以下のように試案及び公開草案に対してコメントを公表している。

「リース会計基準 試案の公表にあたって」及び「リース会計基準 試案の公表にあたって～リース会計の審議状況、試案の概要、試案に対する協会見解」(2006 年 7 月 5 日)。

「試案「リース取引に関する会計基準(案)」及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメント」(2006 年 8 月 25 日)。

「企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメント」(2007 年 1 月 29 日)。

以下では、新リース会計基準について整理してみよう。まずファイナンス・リース取引とは、改正前会計基準をそのまま踏襲しており、リース契約に基づくリース期間の途中で当該契約を解除できないリース取引またはこれに準ずるリース取引で、リース物件からもたらされる経済

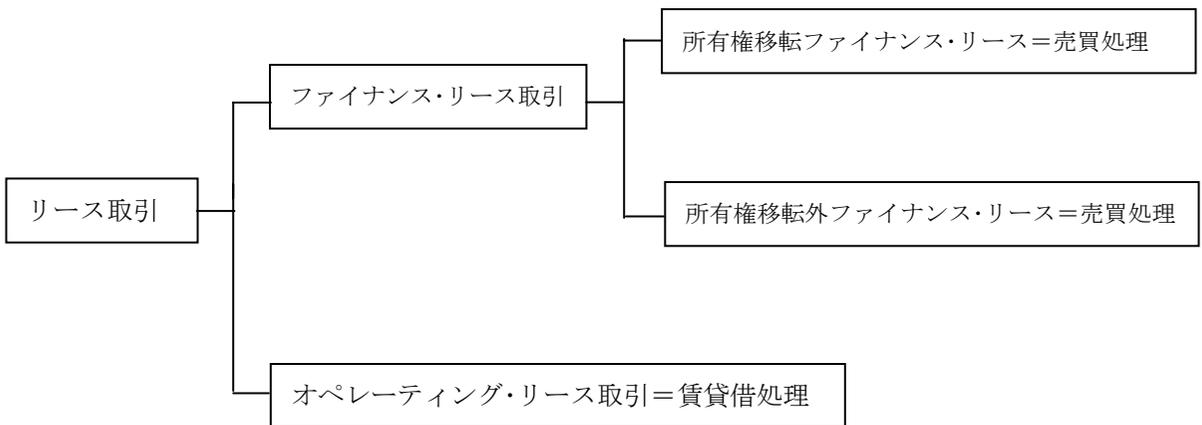
的利益を実質的に享受し、かつその使用に伴って生じるコストを実質的に負担することになるリース取引と定義して、それ以外の取引をオペレーティング・リース取引としている(新リース会計基準 5 項、6 項)。

その適用範囲としては、リース会計基準にお

いてファイナンス・リース取引と判定された取引のうち、通常の保守等以外の役務提供が組み込まれていないリース取引及び不動産に係るリース取引を取り扱うと明確化している（適用指針3項）。これは、わが国の典型的なリース取引に相当するが、リース期間中のリース料の支払が均等であり、リース期間がリースの経済的耐用年数よりも長くないことを想定している。また、通常の保守等とは、自動車やコピー機などのリース取引のメンテナンスを意味する。

リース取引の分類については、図表2のように所有権の有無から、リース物件の所有権が賃借人に移転すると認められるリース取引（所有権移転ファイナンス・リース取引）とリース物件の所有権が賃借人に移転すると認められる以外のリース取引（所有権移転外ファイナンス・リース取引）とに区分しており、これも改正前会計基準を踏襲している（新リース会計基準8項）。

図表2 リース取引の分類



次に、新リース会計基準には、特筆すべきいくつかの特徴が挙げられる。最大の特徴は、上記のように所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引は経済的に異なる性質を有すると捉えて区分しているが、会計処理面では所有権の移転の有無に関わらず通常の売買処理に準じた会計処理に一本化したことである（新リース会計基準9項）。これにより、例外処理として所有権移転外ファイナンス・リース取引に容認されていた詳細注記を条件とする賃貸借処理は廃止されることに

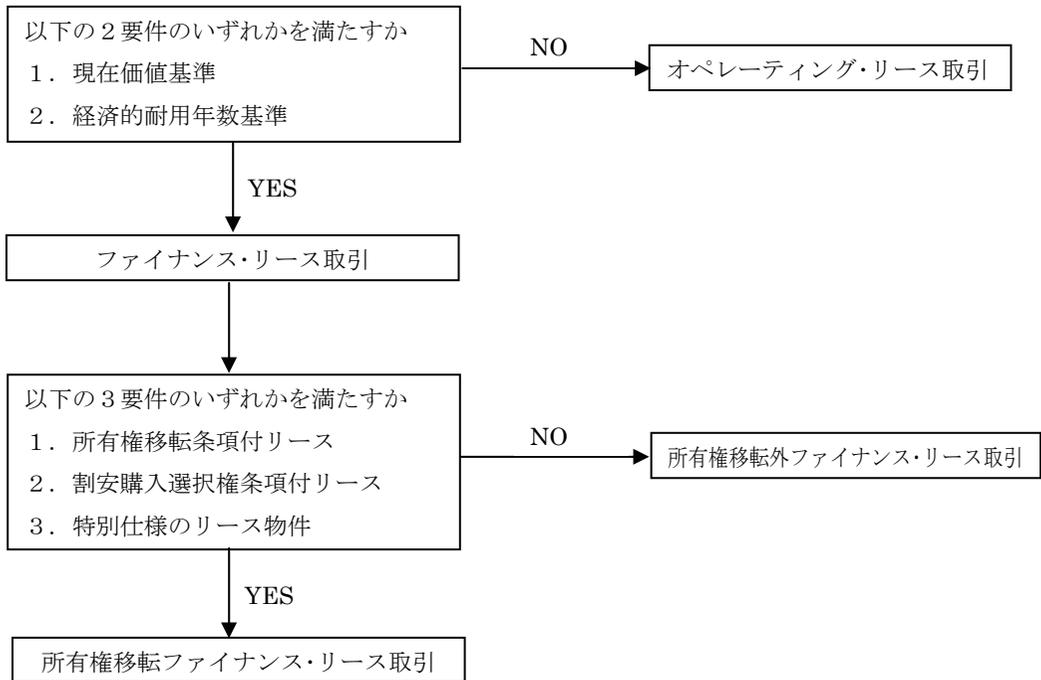
なる。

第2点は、ファイナンス・リース取引の判定基準について、改正前実務指針に比べると判定フローの変更が行われていることである。図表3に示すように、現在価値基準（概ね90パーセント基準）と経済的耐用年数基準（概ね75パーセント基準）を満たすものをファイナンス・リース取引としたうえで、「所有権移転条項付リース」、「割安購入選択権付リース」及び「特別仕様のリース物件」のいずれかに該当するものを所有権移転ファイナンス・リース取引として、それ以

外を所有権移転外ファイナンス・リース取引として規定している（適用指針 9 項、10 項）。従来は所有権移転外ファイナンス・リース取引に適用されていた現在価値基準と経済的耐用年数

基準という数値基準を、ファイナンス・リース取引の識別基準に据えた点が大きな変更点であるが、これは国際基準には見られないわが国独自の判定基準といえる。

図表 3 ファイナンス・リース取引の判定基準



第3点は、試案や公開草案に寄せられたコメント等を勘案して追加された処理や取扱いである。その一つが、IAS17でも詳細に規定されているように、不動産に係るリース取引の取扱いである。新リース会計基準では、土地、建物等の不動産のリース取引（契約上、賃貸借も含む）についても、動産と同様に、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかの判定を求めている。ただし、土地については、経済的耐用年数は無限である

ことからフルペイアウトのリース取引ではないことを勘案して、所有権移転条項付リース及び割安購入選択権付リースのいずれかに該当する場合を除いて、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定している（適用指針 19 項）。

土地と建物を一括したリース取引（契約上の建物賃貸借契約も含む）は、原則としてリース料総額を合理的な方法で土地に係る部分と建物等に係る部分に分割したうえで、現在価値基準での判定を行うとしている³⁾（適用指針 20 項）。

もう一つは、四半期財務諸表上における取扱いである。四半期財務諸表は、2009年(平成21年)4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度から適用するが、当該リース資産が企業集団又は企業の事業運営に当たって、重要であり、かつ前年度末と比較して著しく変動している場合には開示を求めている。これは、経過措置として例外処理の開示も一部に残る方向であることから、その適用を受けて例外処理しているリース資産について、契約の解除等によって期中に大幅に変動(減少)する可能性があるとの理由によるものである。このようなケースでは、借手は未経過リース料四半期期末残高相当額及びリース資産減損勘定の金額を開示し、貸手はリース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び四半期期末残高並びに未経過リース料期末残高相当額を開示する(適用指針84項、85項)。

最後の特徴は、いくつかの簡便法や例外処理などの特例措置が容認されている点である。第一に借手における重要性の判断基準である。これは、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合と個々の資産に重要性がないと認められる場合に区分される。前者は、未経過リース料期末残高が当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の合計額に占める割合が10パーセント未満である場合には重要性が乏しいと判断したうえで、次のいずれかの方法を適用することができる(適用指針31項)。

- (1) リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法。
- (2) 利息相当額の総額を定額法で費用配分する方法。

したがって、リース料総額から利息相当額を控除しない方法を適用した場合、貸借対照表上

においては、リース資産及びリース債務がリース料総額で計上され、損益計算書上においては、支払利息は計上されずに支払リース料と同額の減価償却費が計上されることになる。また、利息相当額を定額法で費用配分する方法を採用した場合でも、減価償却費と支払利息の配分パターンが支払リース料と同一となり、リース資産をリース期間で定額償却することが可能となる。利息法では、初期段階において費用がトップヘビーで計上されて会計処理が煩雑になるが、それに比べるといずれも簡便な処理である。

他方後者では、以下に該当する場合にはオペレーティング・リース取引の会計処理に準じて賃貸借処理を行うことができるとしており、現行通り適用除外とされる(適用指針34項、35項)。

- (1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準以下の取引。
- (2) リース期間が1年以内の取引(短期リース)。
- (3) 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引(少額資産)。

次に、適用初年度の取扱いであり、2008年(平成20年)4月1日前に契約を締結したリース契約については、リース取引日が会計基準適用初年度前のリース取引として取り扱うことができる措置が講じられている(適用指針86項)。借手では、(i)適用初年度の前期末における未経過リース料残高または未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上する方法(適用指針78項)、(ii)改正前会計基準による一定の注記を条件とした賃貸借処理(適用指

針 79 項)、のいずれかによることができる。

以上のように、実務に配慮した事務負担の軽減措置が容認されていることは、わが国独自の取扱いとして留意すべきである。どの程度の企業が適用対象となるかについては、会計基準の経済的影響に関わる問題でもあるので、第 4 節で検討したい。

なお、会計基準は上場企業と会社法上の大会社に適用されるが、中小企業に対する取扱いも当然問題となることから、公開草案に関するコメントの募集及び概要の最後の部分において中小企業への適用に関する意見が述べられている。それによれば、中小企業については「中小企業

の会計に関する指針」で対応することとされるが、過重負担にならないように簡便な会計処理を求める意見が多いことから、指針の改正に当たってこれらの意見を踏まえ議論に参加している。その方向性については今後の検討を待たなければならないが、リース取引利用の約半数が中小企業であり、その会計上の影響に配慮する必要性から、現行の賃貸借処理の採用が予想されている⁴⁾。

参考までに、新リース会計基準・適用指針で示された会計上の取扱いを要約すると、図表 4 のように整理できる。

図表 4 リース取引に関する会計基準の取扱い

適用範囲	リース会計基準においてファイナンス・リース取引と判定された取引のうち、通常の保守等以外の役務提供が組み込まれていないリース取引及び不動産に係るリース取引を取り扱う。	
基本原則	ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。	
判定基準	次のいずれかに該当する場合、ファイナンス・リース取引と判定される。 1. 現在価値基準 (概ね 90 パーセント基準) 2. 経済的耐用年数基準 (概ね 75 パーセント基準)	
不動産に係るリース取引	土地、建物等の不動産のリース取引 (契約上、賃貸借も含む) についても、不動産と同様に、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定するとしている。ただし、土地については、経済的耐用年数は無限であることから所有権移転条項付リース及び割安購入選択権付リースに該当する場合を除いて、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定する。	
	借手側	貸手側
会計処理	リース取引時にリース物件とこれに係る債務をリース資産及びリース債務として計上する。 その計上額は、所有権移転外ファイナンス・リース取引では、当該リース物件の貸手の購入価額が明らかな場合には現在価値と貸手の購入価額等	所有権移転外ファイナンス・リース取引はリース投資資産として計上する。具体的には、以下のいずれかを選択適用できる。 ・リース取引開始時に売上高と売上原価を計上する方法 ・リース料受取時に売上高と売上原価を

	<p>とのいずれか低い額で、明らかでない場合には現在価値と見積現金購入価額とのいずれか低い額による。</p> <p>所有権移転ファイナンス・リース取引では、当該リース物件の貸手の購入価額が明らか場合には当該価額で、明らかでない場合にはリース料総額の現在価値と見積現金購入価額とのいずれか低い額による。</p>	<p>計上する方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高を計上せずに利息相当額を各期に配分する方法 <p>所有権移転ファイナンス・リース取引はリース債権として計上する。</p>
利息相当額の取扱い	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、複合的な性格を有するために利息法により費用配分することは一義的に決まるわけではないとしながらも、金額的重要性がある場合には金融の側面が重視されるので、利息法を原則とする。</p> <p>所有権移転ファイナンス・リース取引では、一種の金融取引と考えられるために利息法によりリース期間に配分される。</p>	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引は、金融的側面に着目すると利息法が整合的であり、また貸手の原価の大半が資金調達コストである場合には、その費用配分処理と整合的な処理となるので、これを原則とする</p> <p>所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース物件の売却とリース債権の回収取引と考えられるので、利息法により受取利息相当分を配分する。</p>
償却	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引では、償却期間はリース期間とし、残存価額はゼロとして、企業の実態に応じた償却方法を選択適用できるとしており、自己所有の固定資産との整合性を必ずしも要求していない。</p> <p>所有権移転ファイナンス・リース取引では、自己所有の固定資産と同一の方法により算定し、耐用年数は経済的使用可能予測期間とする。</p>	
重要性の判断基準	<p>①リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合(10%基準)〔所有権移転外ファイナンス・リース取引〕:以下のいずれか簡便法の選択適用が可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料総額から利息相当額を控除しない方法 ・利息相当額を定額法で配分する方法 	<p>貸手としてのリース取引に重要性が乏しいと認められた場合(10%基準[※])、利息相当額を定額法で配分する簡便法の適用が可。</p> <p>ただし、リース取引を主たる事業とする会社は適用できない。</p> <p>※未経過リース料及び見積残存価額の合計額の期末残高が当該期末残高及び営業債権の期末残高の合計額に占める割合の10%未</p>

	<p>②個々のリースに重要性がないと認められる場合〔所有権移転ファイナンス・リース取引・所有権移転外ファイナンス・リース取引〕：簡便法としてオペレーティング・リース取引に準じて賃貸借処理が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入時に費用処理されている減価償却資産に関するリース取引 ・1年以内のリース取引 ・リース契約1件当たり300万円以下のリース取引 	満
開示	リース資産は、原則として有形固定資産、無形固定資産の別一括してリース資産として表示する。リース債務は、ワンイヤールールで表示する。	リース債権及びリース投資資産は流動資産に表示する。
注記	リース資産は、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却方法を注記する。	リース投資資産は、リース料債権部分と見積残存価額の金額並びに受取利息相当額を注記する。貸借対照表日後5年以内におけるリース債権とリース投資資産のリース料債権部分は、1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額を注記する。
適用時期	<p>2008年（平成20年）4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。</p> <p>四半期財務諸表については、2009年（平成21年度）4月1日以後から適用するが、例外処理しているリース資産について、契約の解除等によって期中に著しく変動（減少）する可能性がある場合には改正前会計基準による注記を記載する。</p> <p>適用初年度の取扱いとして、2008年（平成20年）4月1日前に契約を締結したリース契約については、リース取引日が会計基準適用初年度前のリース取引として取り扱うことができる。</p>	

（資料）「新リース会計基準」及び「適用指針」を基に作成。

Ⅲ. リース取引に係る税制改正の内容

既に指摘したように、試案という異例な取扱いの理由は、懸案事項であった税務との調整問題である。その背景には、税務との調整が図ら

れないままでは、リース・ビジネスの重要な存在基盤が損なわれ、わが国企業がリースを利用した設備投資の機会を失うことに繋がるとの指摘があった。

そこで、平成19年度の税制改正で減価償却制度の改正が行われたが、リース税制についても変更された⁵⁾。平成19年度税制改正では、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、納税者の事務負担軽減に配慮しつつ、取引の経済的実態を適切に反映する方向での検討が行われた。その結果、借手にはリースの簡便性を維持しつつ、取引の経済的実態を反映する観点から、会計に沿った税制上の処理が認められた。他方貸手には、課税への影響を最小限とするための措置が講じられることとなった。

すなわち、借手においては、法人税法上、所有権移転外ファイナンス・リース取引について会計上と同様に売買取引と見なしたうえで、新リース会計基準で規定されている3つの処理〔①原則の売買処理、②リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の簡便法、③個々のリース資産に重要性がないと認められる場合の賃貸借処理〕のいずれに従った場合でも、会計上の費用をそのまま損金として認めるとしている。これにより事務の簡便性が従来通り確保されることになる。具体的な税務上の取扱いは、以下の通りである(図表5)。

- (1) リース資産を計上したうえで、減価償却は残存価額をゼロとして、リース期間定額法により償却する。利息相当額(支払利息)については、利息法により配分することを原則とするが、簡便法(定額法による配分または利息相当額をリース資産に含めて償却)による場合でも、その全額の損金算入を税制上認めることにする。
- (2) 中小企業、少額・短期のリースについては、賃貸借処理を認めてリース料を償却費(リース期間定額法により減価償却費)として取り扱う⁶⁾。

(1)のように所有権移転外ファイナンス・リース取引について、税法上もリース期間定額法が認められたことで、リース期間が法定耐用年数よりも短い資産の場合に、自社所有よりも短いリース期間で損金算入できる税法上のメリットが現状維持されることになる。また、(2)は借手の会計処理の特例(例外処理)に対応するものであり、これにより実質的にリース料の全額損金算入が認められる。

一方貸手の場合にも、会計上の処理と同様に売買処理を行うこととしたうえで、長期割賦販売に準じて利益に相当する額を繰り延べて配分することを認めている。これは、売買処理に基づく利息法では従来の方法に比べて収益の前倒しが求められることから、課税面での負担が増加するという問題に対応するためである。

そこで、リース料総額から原価部分を控除したリース利益金額(利息相当額となる)を、実質的に受取利息と認められる部分(20%相当額)と、それ以外の事務管理手数料等に相当する部分(80%相当額)に区分して、前者は利息法で収益計上し、後者はリース期間にわたって定額で収益計上することとしている。これは、リース取引が金融取引としての性格と事務管理などのサービス取引としての性格を複合的に兼ね備えていることを勘案したためであり、収益の内容に応じた取扱いにより課税所得に与える影響を軽減することになる。もちろん、この区分割合は、経済状況や取引実態に基づいた調整が行われることになる点は留意すべきである。

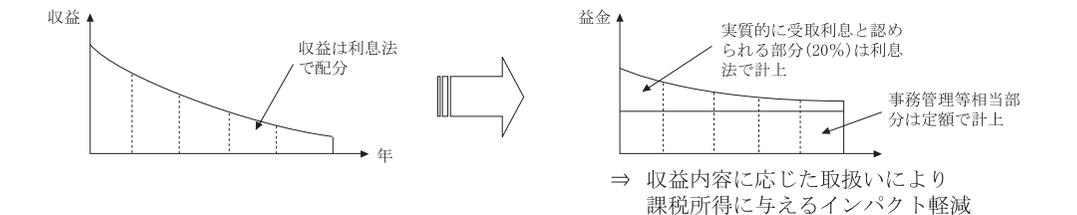
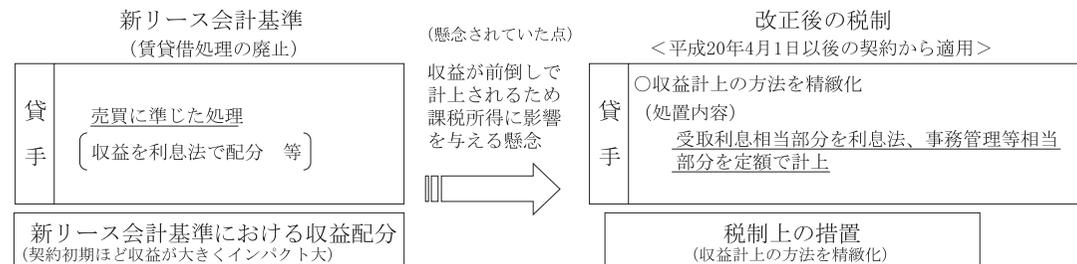
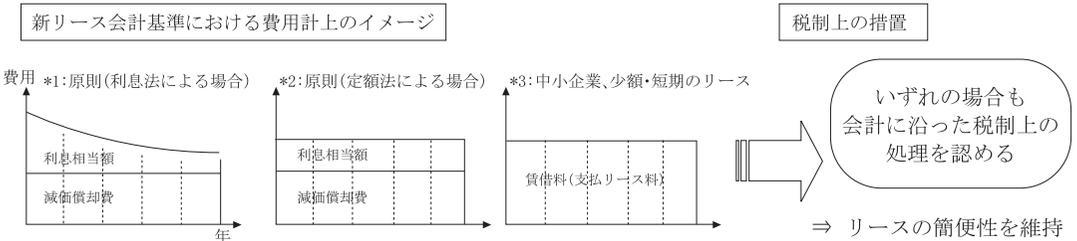
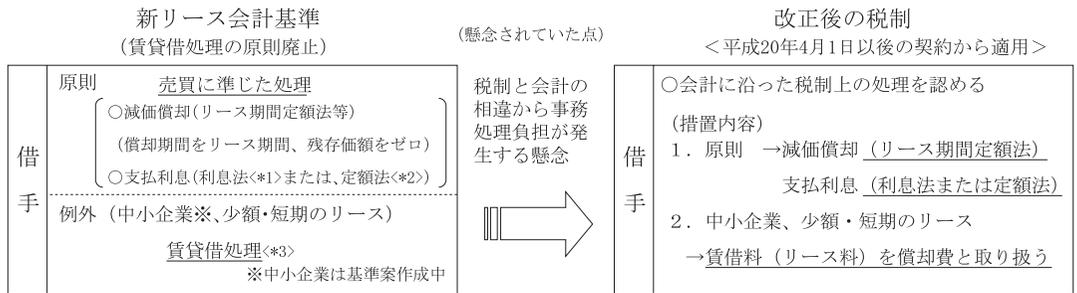
なお、この他にも消費税や固定資産税等についても、その取扱いが規定されている。消費税については、法人税と同様に売買処理に準じた取扱いとなる⁷⁾。また、固定資産税については法的所有者に変更はないので、徴税コストも勘

案して現行通りに貸手であるリース会社の負担となる。

以上のように、平成 19 年度税制改正によりリース会計基準と税制の一体解決の道が開かれることになったことは大きな前進といえる。この税務上の取扱いにより課税負担はほぼ現行通り

で申告調整も不要となるために、会計基準の変更による影響は軽微であると予想されるが、実際の適用段階における経理処理、税務申告の際にどの程度の負担となるのかが注目されるところである。

図表 5 リース会計基準改定によるリース税制の取扱い



(資料) 平成 19 年度税制改正について (経済産業省 2007 年 2 月)、15-16 頁を基に一部修正。

IV. リース会計基準改定による経済的影響

リース会計基準の改定が、リース会計実務に及ぼす経済的影響を明らかにすることは重要な課題である。これに関しては、米国でも SFAS13 が株価変動や経営者行動に及ぼす経済的影響について、その公表前後から多くの実証研究の成果がある。そこでは、負債比率の上昇による財務制限条項への抵触やそれに伴う回避行動コストの発生、さらには株価の下落や投資家の富の減少などネガティブな影響などにより、オペレーティング・リースへのシフトを促進する証拠が提示されている⁸⁾。

わが国におけるリース会計基準の経済的影響を検討したものとしては、例えばリース事業協会・リース会計基準改訂の影響に関する調査研究会の調査研究 (2006) や野村 (2006) による論稿が挙げられる。それぞれの詳細は別稿に譲るが、両者とも興味深い結果を示している。

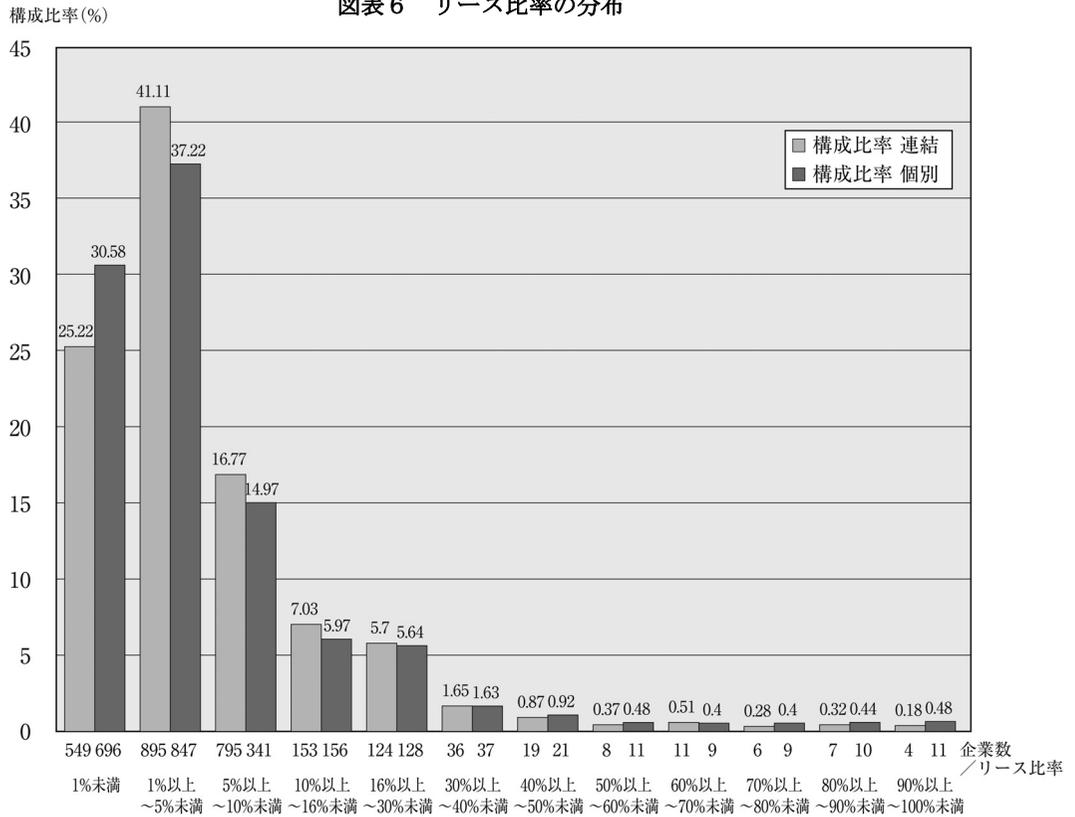
まず、リース事業協会の調査研究では、以下のような検証結果が得られた⁹⁾。

- (1) 注記情報の分析では、未経過リース料期末残高相当額は、個別・連結ともにそれぞれ約 2 兆 5,000 億円、約 4 兆 100 億円と大きな債務額を抱えており、売買処理が負債額に大きな影響を与えることになる。その一方で、損益計算への影響は支払リース料と減価償却費相当額＋支払利息相当額の差額が約 33 億 3,000 万円 (個別ベース) であることから、貸借対照表ほどは大きくない。
- (2) サンプル企業のリース比率は 10%未満が全体の 8 割 (連結 : 83.10%、個別 : 82.78%)

を占めており¹⁰⁾、その割合の高さが窺える。この結果により、上場企業 (大会社) の大半は利息法の適用を回避できる (図表 6)。むしろ、リース比率を上場別に計算すると、1 部<地方<2 部<新興市場の順で高くなっているため、新興市場 (マザーズ、ヘラクレス、ジャスダック) の影響度合いを考えるべきである。

- (3) 企業規模別リース比率の分析では、大会社は 1.95% であるのに対して、中小会社は約 5 倍の 9.54% であることから判断して、売買処理の影響は中小会社のほうがはるかに大きい (図表 7)。
- (4) 負債比率と総資産利益率 (ROA) の検定では、連結・個別ともに売買処理により負債比率の上昇と総資産利益率の低下が見られ、統計的にも有意であることが検証された。これは、米国の実証研究と同様な結果である。負債比率の増加は、東証 1 部<東証 2 部<福証<ヘラクレス<マザーズの順で増加幅が大きい。ROA の低下は、大会社よりも中小会社が顕著であり、東証 1 部<東証 2 部<ヘラクレス<マザーズの順で減少幅が大きい。このように、中小会社やマザーズ上場企業の場合には、リース比率が高いのでその影響度合いが大きいことがわかる。
- (5) リース会計基準の経済的影響は、上場取引所、産業、企業規模ごとに差異があるので、企業特性に応じたリース会計基準を設定すれば、借手に与える影響は小さくなる。

図表 6 リース比率の分布



(資料) リース事業協会 (2006)、97 頁を基に作成。

図表 7 企業規模別リース比率

	企業数	未経過リース料残高 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	リース比率
大会社	2,169	2,433,096	122,297,063	1.95
中小会社	107	19,529	185,245	9.54

注：リース比率＝未経過リース料 / (未経過リース料期末残高＋有形固定資産期末残高)

(出所) リース事業協会 (2006)、102 頁。

他方、野村の研究では借手側と貸手側それぞれの影響度合いを分析している。要約すると以下のような結果を示している¹¹⁾。

(1) 借手側の影響度合いでは、リース資産とリース債務の計上による負債資本比率 (D/E レシオ) の悪化とリース料が減価償却費に変更さ

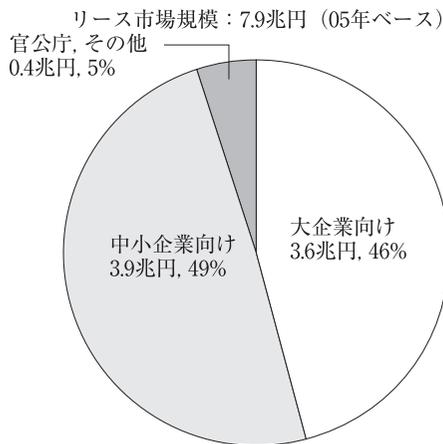
れることによる税務上の損金算入限度額の制限が論点として考えられる。前者の負債資本比率悪化の影響度合いは、業種別で見ると小売、サービス、食品が高いものの、全業種とも 10%未満である。後者の減価償却費の税引前当期純利益に対する影響度合いは、

10%を超えるものは4業種あるが、全体的な影響は限定的である。したがって、会計基準の変更による影響としては借手側には大きなデメリットはなく、限定的である。

(2) 貸手側の影響度合いでは、中小企業向けリース需要、大企業向けリース需要、大手リース会社の所有権移転外ファイナンス・リースのウェイト(営業資産残高ベース)について分析している。中小企業向けリース取引は、市場全体の半分(49%)を占めており(図表8)、

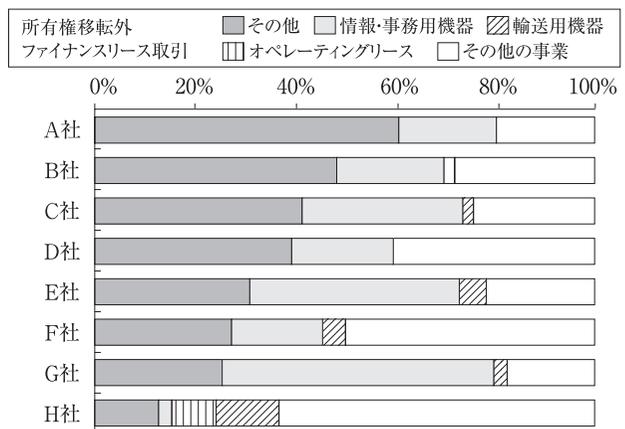
リース取引の平均単価は約230万円と推定されることから、賃貸借処理を継続することができる。大企業向けリース需要は、一定の影響が想定されるが、税制上の取扱いが焦点となり、それによっては自己所有への切り替えの現象も起こることも考えられる。所有権移転外ファイナンス・リースのウェイトについては、単価の安い情報・事務用機器と輸送用機器を除くと、一定の需要減退の影響は出ると予想される(図表9)。

図表8 リース市場の内訳



(出所) 野村 (2006)、94頁。

図表9 リース会社の営業資産残高の内訳



(出所) 野村 (2006)、95頁。

以上の調査結果から明らかのように、売買処理が採用されることにより、借手と貸手の双方に一定の経済的影響があることがわかる。損益計算書への影響としては、事務的な煩雑さは増えるものの全体的な影響は軽微であるといえる。

他方、貸借対照表への影響としては、負債比率(負債資本比率)の上昇と総資産利益率の低下を招いて、借手の財務内容の悪化をもたらすことになるが、リース比率によってその影響度

合いは大きく異なってくる。

そのために、ファイナンス・リースからオペレーティング・リースへシフトしたり、あるいはリースの利用を控えて購入を選択する経営者行動に繋がり、それがリース離れの一因になることも考えられる。特に大きな影響を受けることになるのは、高額な船舶や飛行機、さらには産業機械、工作機械、土木建設機械をリースで調達している大企業である。例えば、全日本空輸は

航空機のリース資産残高が 2006 年 9 月末時点で約 3,000 億円に達しており、航空機をリースから購入に切り替える方針を打ち出している。そのための購入資金として、約 1,000 億円の公募増資を決めている。

それに対して、利用割合の高いパソコンなどの情報通信機器及び自動販売機や自動改札機などの商業・サービス業設備は、少額リース資産として現行通りの取扱いを受けることが予想される¹²⁾。したがって、実質的な会計基準の変更の影響を受ける企業は一部の上場企業や大会社に限定されることになる。

また調査結果が示すように、リース比率の割合が 10%未満の企業が 8 割を占めることにより、上場企業の大半は利息相当額の取扱いについて簡便法の適用を受けることが可能となり、利息法の適用企業と簡便法の適用企業の二極分化（利息法<簡便法）が生ずることになる。もちろん、リースの利便性の消失やシステム対応・事務処理の煩雑化は避けられないが、税務メリットの享受は現状維持されることに加えて、資金調達機能や固定資産税の支払や廃棄手続など事務負担の軽減メリットは依然として存続することとなる。

なお、リース取引の約 50%を占める中小企業（中小会社）についてはその影響が大きいことが窺える。しかし、前述のように、負担軽減措置が採られる方向であることからリース需要の減退は最小限にとどまることが想定される。

他方、貸手であるリース業界には一定のリース需要の落ち込みが予想され、経営環境の悪化が懸念されている。そのために、生き残りを掛けた業界の合従連衡が加速する可能性がある。既にダイヤモンドリースと UFJ セントラルリースが合併して三菱 UFJ リースが誕生してお

り、三井住友銀リースと住商リースの合併、協同リースと三井リース事業の経営統合も発表されている。このような再編による企業規模の拡大とともに、大手のリース会社は民間資金による社会資本整備事業や中古製造設備の売買など新規事業の開拓にも力を入れ始めており、事業領域の拡充や新たなビジネスモデルの開発が求められる状況にある。その意味で、貸手をめぐる今後の動向には注目していく必要がある。

V. IASB/FASB のリース共同プロジェクト

本節では、わが国の改定論議とは異なる次元で展開されているリース会計基準の国際的動向について触れておく。わが国でリース会計基準試案が策定された 2006 年 7 月に、IASB はリース会計を改定するプロジェクトを正式な議題に加えることを決定した。当該プロジェクトは、FASB との共同プロジェクトであり、IAS17 及びその基礎となった SFAS13 について包括的な再検討が行われることになる。

その背景には、IASB と FASB との基準統合へ向けた覚書 (MOU) において、リースは解決に長期を要する 11 の戦略テーマの一つとして共同で基準開発に取り組むという決定がある。既に IASB では、2003 年からリサーチ・プロジェクトとして IAS17 の改定の検討作業を進めてきた。その検討内容は、2002 年 2 月に公表された G4+1 のポジション・ペーパー「リース：新たなアプローチの実施—リース契約のもとで生ずる資産及び負債に関する賃借人の認識—」をベースとして、現行基準を抜本的に見直すものである。具体的には、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区分を撤廃して、借手にはリース物件の使用権とリース料の支払義務に基づく資産・負債のオンバラ

ンスを、貸手はリース債権と残存価値のオンバランスを基本する概念モデルの構築を検討している¹³⁾。

周知のように、SFAS13については、公表以来その有用性について多くの問題点があり、オフバランスシート取引の温床と批判されてきたにもかかわらず、30年間も基本的な会計処理方法が改定されていない。そのために、米国ではオペレーティング・リース取引の経済的影響が極めて大きいことが問題視されている。これは実質的にはファイナンス・リース取引でありながら、割引率、更新選択権、残存価値、変動リース料などの取扱いを利用してオンバランスの数値基準を回避することにより、オペレーティング・リースへとシフトしている実態の深刻さを物語るものである¹⁴⁾。

このような状況のもとで、2005年6月に米国証券取引委員会 (SEC) から「2002年サーベイナズ・オクスリー法第401条 (C) に基づく、オフバランスシート処理、特別目的会社 (SPE) 及び発行企業による提出書類の透明性についての報告並びに勧告」(以下、「SEC スタッフレポート」と略す) が公表され、そこで財務報告の透明性を確保するために、改善すべき重大なオフバランスシート問題としてリース会計が改めてクローズアップされた。具体的には、200社のサンプル企業のデータ (2003年度) により、オフバランスシート取引として処理されているオペレーティング・リースの経済的影響を調査した結果が提示されている¹⁵⁾。

この SEC スタッフレポートの勧告に対して、FASB は 2006 年の 2 月に「オフバランスシート処理、特別目的会社及び発行企業による提出書類の透明性に関する SEC の調査に対する FASB の回答書」を明らかにした¹⁶⁾。そのなかで、リ

ース会計については、現行のリース取引に関する会計上の取扱いを改善する方法をリサーチしたうえで、リース会計プロジェクトの範囲について検討することが確認された。これを受けて、FASB は 2006 年 7 月の会議で以下のような決定を行った¹⁷⁾。

- (1) 正式の議題とする。リース会計プロジェクトは、財務会計基準諮問委員会 (FASAC) の年次調査でも将来プロジェクトとしての優先順位が高く、また SEC スタッフレポートにおいても重要な問題として指摘されている。また、現行基準は過度に細則主義化しており、その結果企業がリース取引の経済的実態を偽って報告する機会を与えている。したがって、投資家も現行基準は適切な情報を提供していないという明確なシグナルを示していることから改定すべき時期と考えて、当該プロジェクトは最優先の議題として取り扱われるべきである。
- (2) IASB との共同プロジェクトとして実施する。リース会計におけるコンバージェンスの必要性から共同プロジェクトとすべきであり、リース会計のような重要な問題には共通の国際基準が望ましい。FASB の多くのスタッフを当該プロジェクトに投入してそれに貢献すべきであり、その時期も加速すべきである。
- (3) FASB は IASB とともに暫定的見解を反映するディスカッション・ペーパーを最初の段階として 2008 年までに公表すべきである。借手と貸手の双方からの分析が必要であるが、借手の会計をまず見直すことが重要である。貸手の会計に関するいくつかの問題は収益認識プロジェクトと関連しているので、計画の進行を遅らせる恐れがある。また、借手と

貸手との整合性よりも概念フレームワークとの首尾一貫性を重視すべきである。

(4) プロジェクトの検討範囲については、できるだけ狭くすべきである。リースとの類似契約や短期や少額資産のリースを取扱うことはプロジェクトをいたずらに遅くする問題を引き起こすことになるので、この分野には余り時間を掛けずに現行会計で問題となっている重要なリース契約に焦点を当てるべきである。

(5) FASB は、IASB と当該プロジェクトの成果を提示するために共同国際ワーキンググループ (Joint International Working Group) を組織すべきである。それはお互いの情報提供や提案の実行可能性についての意見を提示するために必要であり、早い時期に投資家や財務諸表の作成者の意見を集約することが重要である。また、借手と貸手を問わずリース取引に精通した国内外の関係当事者からなるグループを組織することが不可欠である。

以上の決定を受けて、IASB と FASB は、2006 年 12 月に財務諸表の作成者、監査人、利用者や有識者など 18 名のメンバーから構成されるワーキンググループを組織し、2007 年 2 月に第 1

回会議を開催した。第 1 回会議では、単純な解約不能な機械のリース契約を題材として、リース契約によって借手及び貸手に生じる権利及び義務が、概念フレームワークの資産及び負債の定義を満たすかについて検討が行われた。これは、リース会計の根拠を従来の売買取引との経済的実質ではなく、資産・負債アプローチに立脚した論理を展開するために必要な概念フレームワークとの整合性に求めているためである。

まず、現行の概念フレームワークの資産・負債の定義を満たすかどうかを検討された(図表 10)。次に、IASB と FASB の共同プロジェクトとして進行中である新たな概念フレームワークによる資産・負債の定義との整合性も検討された(図表 11)。結論としては、いずれの場合にもリース契約に付随する権利・義務は定義を満たすことが確認された¹⁸⁾。

また、リース会計モデル [①使用権モデル、②全資産モデル¹⁹⁾、③未履行契約モデル、④現行基準モデル] の分析も併せて行われたが、使用権モデルが概念フレームワークに基づく権利及び義務を識別できる最適なモデルであると結論づけた。したがって、今後は使用権モデルによって権利及び義務の認識・測定の具体的検討が行われることになる。

図表 10 概念フレームワークに基づくリース契約の権利及び義務

IASC (IASB) の概念フレームワークにおける資産・負債の定義 ²⁰⁾	
・ 資産 (asset) とは、過去の事象の結果として、企業が支配し、かつ将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう。	
・ 負債 (liability) とは、過去の事象から発生した企業の現在の義務であり、これを履行するために経済的便益を有する資源が当該企業から流出すると予想されるものをいう。	

(1) 借手

権利の内容	支配	過去の事象	将来の経済的便益の流入	資産か?
リース期間にわたる機械の使用権	法的に強制力のある機械の使用権	リース契約の署名及び機械の引渡し	YES	YES

義務の内容	現在義務	過去の事象	将来の経済的便益の流出	負債か?
リース期間にわたる特定の支払義務	リース契約によって確定した義務	機械の引渡し	YES (現金)	YES
リース期間終了後の機械の返還義務	リース契約によって確定した義務	機械の引渡し	NO (借手はリース契約終了後は経済的便益に対する権利を持たない)	NO

(2) 貸手

権利の内容	支配	過去の事象	将来の経済的便益の流入	資産か?
リース期間にわたる支払額の受取権	法的な強制力のある支払額の受取権	リース契約の署名及び機械の引渡し	YES (現金受取り)	YES
リース期間終了後の機械の返還権	法的強制力のある機械の返還権	リース契約の署名及び機械の引渡し	NO	NO
リース期間終了後に機械の使用から得られる経済的便益に対する権利(残価持分)	支配は機械に対する当初の取得権によって確定している	機械に対する当初の取得権	YES	YES

義務の内容	現在義務	過去の事象	将来の経済的便益の流出	負債か?
リース期間にわたる機械の使用を容認する義務	リース契約の締結によって確定された義務	リース契約の署名	NO	NO

(資料) The IASB Working Group on Lease Accounting-Meeting 15 February 2007, Agenda paper 5, pars. 32, 39 を基に作成。

まず、現行の概念フレームワークにおいては、資産の定義の重要な特徴は、支配 (control) の概念であり、これは企業が基礎的な物的資源を所有しているかではなく、将来の経済的便益を支配する能力があり、その流入が期待されるかに着目したものである。リース取引はこの定義を満たすので、借手と貸手の双方に資産を生じさせることになる。借手の場合には、法的に強制力のある機械の使用権は、将来の経済的資源の流入をもたらす資源であり、それはリース期間にわたり支配されている。貸手の場合には、リース期間にわたりリース料の支払いを受ける

権利 (機械使用の見返り) は、将来の経済的便益の流入をもたらす資源であり、それもまたリース期間にわたり支配されている。

負債の定義の重要な特徴は、過去の取引や事象の結果として、企業が現在の義務を負っており、そのために将来の経済的便益を有する資源の流出が予想されるという点である。したがって、借手の場合には、リース料支払という法的に強制力のある現在の義務 (確定債務) があり、将来の経済的便益が現金として流出するので負債の定義を満たしている。それに対して貸手は、リース期間にわたり機械の使用を容認する義務

はあるが、将来の経済的便益の流出はないので負債は認識されない。

また、借手には機械の所有権はなく機械に対しては保管者の立場にあるので、リース期間終了後の機械の返還義務は負債として認識されな

い。同様に、機械の所有権は貸手にあり機械の返還を受けても経済的便益の流入はないので、リース期間終了後の機械の返還権（受領する権利）は貸手の資産とはならない。

図表 11 新たな概念フレームワークに基づくリース契約の権利及び義務

IASB/FASB 共同プロジェクトの概念フレームワークにおける資産・負債の定義²¹⁾

- ・資産は、企業が現在の権利又は他の特権的アクセスを有している現在の経済的資源である。
- ・負債とは、企業が現在において法的債務を負っている場合の経済的義務である。

(1) 借手

リース契約の内容	経済的資源	資源に対する権利または特権的アクセス	貸借対照表日における存在	資産か？
リース期間にわたる機械の使用権	機械の使用を許可する貸手の約定	契約上の権利	YES	YES

リース契約の内容	経済的義務	義務に対する支払債務	貸借対照表日における存在	負債か？
リース期間にわたる特定の支払義務	現金を支払う借手の約定	契約上の法的債務	YES	YES
リース期間終了後の機械の返還義務	機械を返還する約定は借手に経済資源でないのと同様に経済的債務ではない	NO	NO	NO

(2) 貸手

リース契約の内容	経済的資源	資源に対する権利または特権的アクセス	貸借対照表日における存在	資産か？
リース期間にわたる支払額の受取権	現金を支払う借手の約定	契約上の権利	YES	YES
リース期間終了後の機械の返還権	返還権は経済的資源ではない。それは残価保証がある場合に価値がある。	契約上の権利	YES	NO

リース期間終了後に機械の使用から得られる経済的便益に対する権利(残価持分)	機械	所有権	YES	YES
---------------------------------------	----	-----	-----	-----

リース契約の内容	経済的義務	義務に対する支払債務	貸借対照表日における存在	負債か?
リース期間にわたる機械の使用を認可する義務	機械の使用を許可する貸手の約定	機械が引き渡された際に実行されるので、債務は存在しない	NO	NO

(資料) The IASB Working Group on Lease Accounting-Meeting 15 February 2007, Agenda paper 5, pars. 44, 46 を基に作成。

次に、新たな概念フレームワークにおいて提案された新たな資産・負債の定義は基本的には変更はなく、現行の概念よりもより明確化されており、特定の項目が定義を満たすかどうかを分析するための厳密な方法（経済的資源、経済的義務、約定など）を提示している。経済的資源（economic resource）は、将来の経済的便益そのものではなく、それを生み出すことができるものを意味している。借手の場合には、機械の使用を許可するという貸手の現在の約定、貸手の場合には、現金を支払うという借手の現在の約定である。それは経済的資源を構成する現在の約定であり、将来の使用ではない。その約定は、経済的資源に対する借手の契約上の権利を伴うことから、資産の定義を満たすことになる。

同様に、経済的義務（economic burden）は経済的資源の犠牲を要求できるものを意味している。借手の場合には、支払そのものではなく、将来にわたり機械の使用により現金の支払を行うという現在の約定、貸手の場合には、機械の使用を許可するという現在の約定である。この

場合、借手の約定は経済的義務に対する支払債務（法的債務）を伴うことから、負債の定義を満たすことになる。それに対して貸手は、機械の引渡しにより約定は実行されるので、その時点で負債としては認識されない。

以上のように、改定されるリース会計基準では、使用权モデルに基づく権利及び義務の認識を概念フレームワークとの整合性に求めているために、今後の概念フレームワークプロジェクトの動向についても注目すべきである。

VI 結びに代えて—コンバージェンスは達成されたのか—

では最後に、本稿の検討を踏まえてリース会計基準におけるコンバージェンスについて改めて考察してみたい。今回の改定に当たっては、リース業界を中心に解決すべき課題や疑問点が提起されてきた。試案や公開草案に対しても多くの反対意見や改善を求めるコメントが寄せられていたが、それを踏まえた対応が十分になされていないことは、会計基準のデュープロセスから考えると疑問の余地が残る。

今回の改定論議を俯瞰すると、リース会計基準のコンバージェンスに対して大きな温度差が感じられる。ASBJ は「この基準の改正が行われることにより、現状の国際会計基準第 17 号「リース」と平仄が合い、国際的な会計基準間のコンバージェンスに寄与することになる。」(新リース会計基準 34 項)と述べているように、売買処理への一本化により国際基準とのコンバージェンスが達成されたとしている。他方リース業界は、コンバージェンスの内容が曖昧であり、その範囲も明確にされないままではコンバージェンスへの寄与はあり得ないと主張している。

これはコンバージェンスの解釈にも関わる重要な問題である。IASB の定款第 2 条では、「公共の利益に照らして、世界の資本市場参加者及びその他の利用者が適切な経済的意思決定を行うことに役立つように、高品質で、透明で、比較可能な財務諸表及びその他の財務報告を要求する、高品質で、理解可能で、かつ実行可能な単一の国際的な会計基準を開発する。」と謳われている²²⁾。もちろん、そこにおいては平仄の対象である国際基準の質に問題がないことが前提となる。

このような考え方に立脚すれば、見直しの対象となっている現行のリース会計基準は、時代遅れのレッテルが貼られていることから、必ずしもコンバージェンスの対象とすべき要件を備えているとはいえない。したがって、それとの整合性を確保するために改定作業を推し進めた方向性の是非については当然意見が分かれることになる。ASBJ では、IASB と FASB の共同プロジェクトは、最終的な基準の公表までは相当程度の期間を要するとして現時点におけるコンバージェンスを強調しているが、この 5

年近く IASB と日本で同一の会計問題について、全く異なる次元で見直しの検討作業が同時並行的に進められてきた状況は、両者の間にコンバージェンスの解釈をめぐる大きな認識のずれがあると感じざるを得ない。

その一方で、コンバージェンスとは最低限基準間の差異を解消することであり、細目まで一致させることではないと理解すれば、基準の適用レベルで一定の要件による取扱いが容認されていても、わが国基準のアイデンティティを示すものとして特段の問題はない。その意味で、新リース会計基準においてわが国リース取引の複合的な性格がどのように組み込まれているかが重要なポイントになるが、それは減価償却方法や利息相当額の取扱いにおいて反映されているに過ぎない。

例えば、利息相当額の配分方法は利息法を原則とするが、リース資産総額に重要性が乏しいと認められた場合に簡便法として定額法の採用を認めている。その利息法の根拠として、「複合的な性格を有するため、リース取引開始日におけるリース料総額とリース資産計上額との差額を利息相当額として扱い、これを利息法により費用配分することは一義的に決まるわけではない。しかしながら、金額的重要性がある場合には、金融の側面が重視されることは否定できず、…(中略)… 所有権移転ファイナンス・リース取引と同様に利息法によるものとしている」(適用指針 107 項)と説明している。

しかし、所有権移転外ファイナンス・リース取引を複合的な性格を有するために諸外国のそれとは異なるとするならば、金融的な側面を重視した利息法を原則とすることは論理的な整合性や説明力に欠ける。それは重要性の有無に基づくものではなく、当該リース物件が金融的な

側面が強いのか、あるいは賃貸借やサービスの側面が強いのかを判断基準とすべきであり、情報通信機器や商業・サービス業用設備等であれば定額法で処理することが経済的実態に即した方法と考えられる。このような利息法と定額法の併用はコンバージェンスの観点から問題となるとは思えないが、あくまでも定額法は重要性が乏しいと認められる場合に限定される点からも、コンバージェンスに対する認識の違いが浮き彫りになっている。

また、経済的影響の調査研究が示唆するように、売買処理が厳密に適用される割合も少なく、簡便法や例外処理の割合が高くなることが想定されるが、それはコンバージェンスの観点からどのように解釈すべきであろうか。これは、米国のようにオペレーティング・リースへのシフトとは別の意味で、基準の有効性に関わる問題である。さらには、確定決算主義との関連から、会計上の変更が税務にも波及して両者とも売買処理という他国に類を見ない取扱いとなったが、これはわが国リース取引の経済的実質を根幹から否定するものである。周知のように、米国や英国では会計と税務が分離しており、税務上はファイナンス・リース取引の賃貸借処理が認められている。ドイツやフランスでは単体には国内基準が採用されていることから同様な取扱いである。わが国でファイナンス・リース取引について税務上も売買と見なすという異例な取扱いは、課税所得に与える影響は軽減されるとはいえ、実態と乖離しているという意味においてコンバージェンスの弊害と捉えるべき現象である。

以上のように、リース会計基準の改定問題は、わが国リース取引の経済的実質の再考を促しただけでなく、国際基準の有効性や見直しを踏まえてコンバージェンスの解釈やあり方を問う

機会を与えてくれたといえる。今後は IASB と FASB による共同プロジェクトが加速化することになり、その成果が新たなグローバル・スタンダードとなる。したがって、そのデュープロセスに対してわが国はどのように積極的なコミットや意見発信をしていくのか、その姿勢が大いに問われることになる。

注

1) わが国の改訂論議については、以下の文献を参照されたい。

茅根聡「わが国会計基準の改定問題をめぐって」『会計』第163巻第4号、2003年4月、72-84頁。

茅根聡「わが国におけるリース会計基準の展開」『リース研究』第1号、2005年3月、1-20頁。

茅根聡「リース会計基準の国際的動向とわが国基準改訂の意味」『リース研究』第2号、2006年3月、1-20頁。

2) 試案の解説及び課題、公開草案及び会計基準の概要は以下の文献で紹介されている。

小賀坂敦「解説 試案「リース取引に関する会計基準(案)」及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」について」『JICPA ジャーナル』No. 614、2006年9月、30-37頁。

茅根聡「リース会計基準試案の特徴と課題」『企業会計』第58巻第12号、2006年12月、76-84頁。

加藤久明「リース会計基準の「試案」と業界の反応」第58巻第12号、2006年12月、85-90頁。

小賀坂敦「解説 リース会計基準(公開草案)の概要」『会計・監査ジャーナル』No. 620、2007年3月、93-100頁。

小賀坂敦「企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準等の解説」『企業会計』第59巻第7号、2007年7月、37-53頁。

3) 土地と建物等の分割方法として、以下の方法を挙

げている（適用指針 99 項）。

賃貸借契約書等で、適切な土地の賃料が明示されている場合には、全体のリース料総額から土地の賃料を差し引いた額を、建物等のリース料総額とする。

全体のリース料総額から土地の合理的な見積賃料を差し引いた額を、建物等のリース料総額と見なす、合理的な見積賃料には、近隣の水準などを用いることが考えられる。

全体のリース料総額から土地の時価に借手の追加借入利率を乗じた額の総額を差し引いた額を、建物等のリース料総額と見なす（借手の場合）。

4) 中小企業の会計指針作成検討委員会は「中小企業の会計に関する指針（平成 19 年度）」（2007 年 5 月 2 日）を公表したが、今後リース取引に係る会計処理は早急に検討を行う旨が明記されている。

5) 平成 19 年度税制改正の大綱（平成 18 年 12 月 19 日 財務省）、3.リース取引関連税制。

6) 正確に言えば、中小企業の取扱いについてはこれから検討することになるが、2 節で指摘したように「中小企業の会計に関する指針」において賃貸借処理が容認されることを想定している。

7) 消費税については、借手の支払うリース料総額が課税仕入と認められるために、仕入控除についてリース取引時に一括処理が可能となる。そのために課税負担が軽減される。貸手には法人税と同様に課税の繰延措置が認められることになる。

固定資産税が現状非課税である少額資産については、その取り扱いが踏襲されることとなる。租税特別措置法上では、法人税と同様に売買取引に準じた処理となる。そのために、中小企業等基盤強化税制については、税額控除額の計算は従来の 60%から 100%に変更される。また、リース税額控除制度は廃止される。

8) 例えば、以下のような実証研究がある。

Abdel-Khalik, A.Rashad, FASB Research Report, *The Economic Effects on Lessees of FASB*

Statement No13, Accounting for Leases, FASB, July 1981.

Imhoff, E.A. and J.K.Thomas, “Economic Consequences of Accounting Standards: The Lease Disclosure Rule Change,” *Journal of Accounting and Economics*, September 1988, pp.277-310.

Ely,K.M., “Operating Lease Accounting and the Market’s Assessment of Equity Risk,” *Journal of Accounting Research*, July 1995, pp.397-415.

須田一幸「会計情報の開示のベネフィットとコスト」『会計』第 146 巻第 5 号、1994 年 11 月、19-20 頁。

9) リース会計基準改訂の影響に関する調査研究会「リース会計基準の変更による経済的影響」『リース研究』第 2 号、2006 年 3 月、75-115 頁。

本調査研究は、リース事業協会が 2003 年に実施した先行研究（「リース情報の開示と「賃貸借処理」削除の影響—「リース会計基準見直し」関連特別調査」『リース』第 32 巻第 1 号、1-20 頁）を精緻化しアップデートしたものである。調査対象となった企業は、日経 Financial Quest に収録され、一定の条件を満たした上場企業（個別 2,276 社、連結 2,177 社）である。その内容は、（1）リース会計基準の国際比較、（2）米国企業について行われた実証分析、（3）日本企業を対象としたリース会計基準の経済的影響、の 3 部から構成されている。日本企業の分析では、上場取引所別や大会社や中小会社別という詳細な区分による検証が行われている。

なお、同様な研究成果として、胡丹「リース会計基準の変更による企業業績に及ぼす影響」『会計』第 171 巻第 5 号、2007 年 5 月号、111-125 頁がある。

10) 新リース会計基準では無形固定資産を計算要素に入れているが、ここでは含まれていない。また、企業会計基準委員会「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」（2004 年 3 月 24 日）においてもリース比率の分析をしており、

10%未満の企業の割合は 81.4%とほぼ同様な結果を示している。

11) 野村嘉浩「投資家からみたリース会計基準のあり方」『企業会計』第 58 巻第 12 号、2006 年 12 月、91-95 頁。

12) リース事業協会の調査によれば、情報通信機器、事務用機器、自動車を除く平均単価は約 560 万円であるが、実際には商業・サービス業設備も 300 万円を下回ることが指摘されている。

13) Nailor Hans and Audrew Lennard, *Lease : Implementation of New Approach*, IASC, February 2000.

ポジション・ペーパーでは、リース取引の本質を「使用权の売買」と捉えて、すべての長期リースについて借手が資産・負債を認識する「資産・負債アプローチ」(asset and liability approach) を採用して、さらに使用权だけではなくそれに付随するオプション(更新選択権、購入選択権、偶発リース料)や残価保証を別個の資産・負債として認識する「構成要素アプローチ」(component approach) を提案している。

なお、その詳細については、以下の文献で検討している。

茅根聡「リース会計基準の行方—G4+1 ポジション・ペーパーの提案に焦点を当てて—」『会計』第 16 巻第 1 号、2002 年 1 月、12-27 頁。

加藤久明「リース会計基準の改定をめぐる論点整理—G4+1 のポジション・ペーパーを中心に—」『会計』第 164 巻第 5 号、2003 年 11 月、30-42 頁。

14) 例えば、米国公認会計士協会 (AICPA) の Accounting Trends & Techniques の調査(対象企業 300 社)では、オペレーティング・リースのみを開示している企業数が 1990 年度では 187 社であったが、2004 年度には 316 社と 15 年間で約 70 ポイントも大幅に増加しており、オペレーティング・リースへのシフトが加速している。

クレディ・スイス (Credit Suisse) の調査でも、スタンダード&プアーズ (S&P) が株価指数として採用している 500 社のなかで、90%以上はリース取引をオフバランスしており、金額にして約 4,000 億ドルの債務が計上されていない実態を示している。そのために、格付機関のような専門的な利用者は、財務諸表を分析する場合には、すべてのリース取引がバランスシートに反映されると仮定して調整を行っている指摘している (Reilly, David., "Up for Overhaul : Lease Accounting," *The Wall Street Journal*, July 18, 2006.)。

また、Revsine et al.の研究では、Kmart の事例を用いてオペレーティング・リースの資本化(オンバランス)スキームを提示して、その修正金額や修正率に大幅な変化が見られるとの検証結果を示している (Revsine, Lawrence, Daniel W. Collins and W. Bruce Johnson, *Financial Reporting for Leases, Financial Reporting and Analysis*, Prentice Hall, 1999. pp.551-583.)。

15) United States Securities and Exchange Commission, *Report and Recommendations Pursuant to Section 401(C) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on Arrangements with Off-Balance Sheet Implications, Special Purpose Entities, and Transparency of Filings by issuers*, June 2005.

ここで提示された実証研究では、サンプル企業の約 77%がオペレーティング・リースの情報を報告したのに対して、キャピタル・リースの情報は僅か 31%に過ぎなかった。また、これを割引前の将来キャッシュ・フローの金額ベースで比較してみると、サンプル企業の解約不能オペレーティング・リースのキャッシュ・フロー総額は、キャピタル・リースの約 160 億ドルに対して、その 13 倍の約 2,060 億ドルにも及んでいることが示されている。

その概要については、茅根聡「SEC スタッフレポー

トにおけるリースのオフバランス問題」『リース』第 34 巻第 12 号、2005 年 12 月、2-9 頁で紹介されている。

16) Financial Accounting Standards Board, *FASB Response to SEC Study on Arrangements with Off-Balance Sheet Implications, Special Purpose Entities, and Transparency of Filings by Issuers*, FASB, February 2006.

この回答書は、財務報告システムを複雑にして、財務報告の透明性を阻害してきた要因を指摘するとともに、その要因に対する FASB の現在及び将来の取り組みについて言及したものである。

17) http://www.fasb.org/board_meeting_minutes/07-19-06_leases.pdf.

<http://www.fasb.org/project/leases.shtml>.

18) The IASB Working Group on Lease Accounting-Meeting 15 February 2007, *Agenda paper 5- Identification of assets and liabilities arising in a simple lease*, IASB, February 2007, pp.11-13.

19) 全資産モデルでは、借手はリース物件をリース期間にわたり支配しているので、資産として全額を認識し、それに対する支払義務とリース物件の返還義務を負債として認識することになる。一方貸手では、リース料の受け取りとリース物件の返還の権利を資産として認識することになる。

20) International Accounting Standards Committee, *Framework for Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASC, July 1989, par.49 (a) (b).

21) The IASB Working Group on Lease Accounting-Meeting 15 February 2007, *Agenda paper4-Asset and liability definitions-existing versions and working drafts of proposed revisions*, IASB, February 2007, pp.3-4,9.

22) International Accounting Standards Board,

International Financial Reporting Standards, IASC Foundation Constitution PartA, IASB, 2006, par.2(a).